

公立大学法人都留文科大学
令和 7 事業年度に係る業務の実績に関する評価結果書
【事業年度評価】

令和 8 年 8 月 25 日
都留市公立大学法人評価委員会

— 目 次 —

I	評価実施の根拠法	- 1 -
II	評価の対象.....	- 1 -
III	評価の目的.....	- 1 -
IV	評価者（評価委員会委員名簿）	- 1 -
V	評価を実施した時期	- 1 -
VI	評価方法の概要.....	- 2 -
1	評価の実施に関する定め	- 2 -
2	評価の手法.....	- 2 -
3	法人の自己評価の方法.....	- 2 -
4	評価実施の経過	- 2 -
VII	評価の結果.....	- 3 -
1	総合的な評定	- 3 -
2	評価概要	- 3 -
(1)	全体的な状況	- 3 -
(2)	大項目ごとの状況	- 6 -
①	大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	- 6 -
②	研究に関する目標を達成するためにとるべき措置.....	- 7 -
③	地域貢献及び国際化に関する目標を達成するためにとるべき措置.....	- 8 -
④	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置.....	- 9 -
⑤	財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置.....	- 11 -
⑥	自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するために とるべき措置.....	- 12 -
⑦	その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置.....	- 12 -
3	法人による自己評価結果と異なる評価を行った事項	- 14 -
VIII	法人に対する勧告	- 14 -
IX	項目別評価結果総括表	- 14 -

公立大学法人都留文科大学の令和 7 事業年度に係る業務の実績に関する評価結果

I 評価実施の根拠法

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）令和 5 年改正法（令和 5 年法律第 58 号）

附則第 3 条第 3 項

II 評価の対象

令和 7 事業年度における公立大学法人都留文科大学（以下「法人」という。）の中期計画（令和 3 年 3 月 31 日認可（令和 6 年 3 月 29 日変更認可）、計画期間：令和 3 年度～令和 8 年度）の進捗状況

III 評価の目的

法人の大学運営上の問題点、改善すべき業務を明らかにすることにより、都留文科大学（以下「大学」という。）の継続的な質的向上を促進すること及び評価を通じ社会への説明責任を果たすことを目的として行う。

IV 評価者（評価委員会委員名簿）

氏 名	役 職 等	
原 護	委 員 長	Moore みらい監査法人 監事
青 山 伸 一		青山公認会計士事務所 代表
室 谷 裕 志		東海大学 情報理工学部 教授
荻 原 秀 祥		都留市商工会 会長
降 矢 結 城		公益財団法人 山梨総合研究所 専務理事

V 評価を実施した時期

令和 8 年 7 月 1 日～令和 8 年 8 月 25 日

VI 評価方法の概要

1 評価の実施に関する定め

公立大学法人都留文科大学の業務の実績に関する評価の実施要領

2 評価の手法

法人の自己評価の結果を活用する間接評価方式

3 法人の自己評価の方法

【最小単位別評価】			⇒ 積上	【大項目別評価】		⇒ 積上	【全体評価（総合的な評定）】	
評価基準	判断の目安			評価基準	判断の目安		評価基準	判断の目安
	数値目標	制度整備 目標			大項目内の最小 単位別評価の評 定平均			大項目内の最小 単位別評価の評 定平均をそれぞれ 各大項目のウェ イトで乗じて得 た数値の合計値
5 年度計画を十二分に達成	120%以上	制度が模範的機能を発揮		s 中期計画の進捗は優れて順調	4.3 以上		S 中期計画の進捗は優れて順調	4.3 以上
4 年度計画を十分に達成	100%以上 120%未満	制度が実際に機能を発揮		a 中期計画の進捗は順調	3.5 以上 4.2 以下		A 中期計画の進捗は順調	3.5 以上 4.2 以下
【標準】 3 年度計画を概ね達成	90%以上～ 100%未満	制度整備済		【標準】 b 中期計画の進捗は概ね順調	2.7 以上 3.4 以下		【標準】 B 中期計画の進捗は概ね順調	2.7 以上 3.4 以下
2 年度計画はやや未達成	70%以上～ 90%未満	検討段階		c 中期計画の進捗はやや遅れている	1.9 以上 2.6 以下		C 中期計画の進捗はやや遅れている	1.9 以上 2.6 以下
1 年度計画は未達成	70%未満	取組なし		d 中期計画の進捗は遅れている	1.8 以下		D 中期計画の進捗は遅れている	1.8 以下

備考

1 最小単位別評価における判断の目安

- (1)年度計画が掲げる数値目標が「○○率 100%」であるなど、当該目標の性質上、達成度が目標を超える余地がない場合には、「達成度が 100%であったときを 5」、「達成度が 95%以上 100%未満であったときを 4」、「達成度が 90%以上 95%未満であったときを 3」、「達成度が 70%以上 90%未満であったときを 2」、「達成度が 70%未満であったときを 1」とする。
- (2)年度計画が「○○について検討（取り組む）する」ことを内容とするものである場合には、「当該検討の結果、他大学の模範となるような優れた効果、効用が発生したときを 5」、「当該検討の結果、何らかの効果、効用が発生したときを 4」、「当該検討の結果、期待する結果を得たときを 3」、「期待する結果を得るに至らず引き続き検討段階であるときを 2」、「取組みなしを 1」とする。

4 評価実施の経過

6月26日	法人から業務実績報告書の提出
7月 1日～7月31日	実績報告に基づく評価委員の事前評価
8月 6日	評価委員会開催
8月25日	法人への評価結果書の提示

Ⅶ 評価の結果

1 総合的な評定

評価	評価基準
A	中期計画の進捗は順調

【理由】

法人の自己評価による総合的な評定は、「中期計画の進捗は順調」となっている。

評価委員会において法人から提出された書類、法人関係者からのヒアリング等に基づきその妥当性を検証したところ、一部に進捗の遅れはあるものの、順調に推移しており評価委員会の総合評定は、法人の自己評価とおりとすることが妥当であると判断した。

2 評価概要

(1) 全体的な状況

長年にわたり地方創生や人口減少対策が講じられてきたものの、依然として出生率の低下に歯止めがかかっておらず、基調に大きな変化は見られない。大学進学率は増加傾向にあるものの、18歳人口の減少に伴い、進学者数自体はすでに減少局面に入っており、今後の大学経営は引き続き厳しい環境になることが想定される。

こうした社会情勢の中、本市と都留文科大学にとって、現在は極めて重要な転換期にある。「第4期中期目標」およびそれに伴う「第4期中期計画」、都留市の羅針盤となる「第7次都留市総合計画」の策定年度にあたる令和8年度は総合計画が掲げる将来像と大学の果たすべき役割を連動させ、次世代を見据えた持続可能な大学づくりを推進していく必要がある。

こうした背景のもと第3期中期目標の最終年度にあたる「令和7事業年度の事業評価」については、これまでの計画に基づく事業運営の達成状況を総括するとともに、次期中期目標等に継承・発展させるべき課題を明確にしつつ、第3期中期目標の4つの基本目標である「教員養成系大学としてのブランドの強化」、「地域を創りグローバル化を支える人材の育成」、「『教育首都つる』推進に向けた地域貢献」、「柔軟で機動力のある大学経営の推進」

に着目し、評価の概要を記す。

まず、「教員養成系大学としてのブランドの強化」については、学生に対する適切な履修指導の充実やアクティブ・ラーニング科目の設置等により、これまで以上に学生の計画的な学習支援と能動的な学修機会の提供が行われている。また、教育環境の整備についても、都留市が推進する「つる湧水のほとり整備プロジェクト」の大学連携施設整備事業や令和7年度から1号館の大規模改修工事等の進捗が着実になされており、ソフト・ハード両面からの大学のブランド力の強化が図られているといえる。入学志願者数の増加に向けた取組については、高校訪問などのPR活動や戦略的な入試広報を行っている点は評価できる一方で、18歳人口が減少し、急速な少子化が進む中で非常に難しい課題も残っているため、取組と効果検証を行い、入学志願者の確保に尽力いただきたい。

次に、「地域を創りグローバル化を支える人材の育成」については、交換留学・語学研修先となる海外の大学との新たな協定の締結や留学プログラムの充実による語学研修の参加者数の増加、海外からの留学生の積極的な受け入れがなされている。これらの取組を通じ、学生へ海外経験の機会を提供し、世界を舞台に活躍するグローバル人材の育成に引き続き努めていただきたい。

次に、『教育首都つる』推進に向けた地域貢献については、幅広い世代を対象とした市民公開講座等の開催やTHMCの市民開放等、地域の学校教育・生涯教育の充実と発展に取り組んでいただいている。今後も地域交流研究センターを中心に、行政や教育機関、関係団体と連携を図る中で、大学の有する人材や知見を地域に還元し、「教育首都つる」の推進に寄与していただきたい。

次に、「柔軟で機動力のある大学経営の推進」について、前述のとおり、少子化に伴う18歳人口の減少により、大学運営はますます厳しくなっていくものと想定される。業務運営の改善及び効率化の項目では、教員の業績評価や人事評価といった制度の導入に遅れがみられるため、他大学の取組等を参考に早急な対応をお願いする。一方で、外部資金の積極的な獲得や施設の市民開放による有効活用、経常費用の抑制等は一定の成果が認められる。これらの取組の改善や推進を図ることにより、柔軟で機動力のある大学経営を推進してい

ただきたい。

最後に、都留市の最高規範である「都留市自治基本条例」では、大学等の役割として、「市や市民等と連携及び協働する中で、大学等は、その知的資源を活用し、教育首都を目指したまちづくりに寄与するとともに、市民と学生の交流を積極的に進め、地域の活性化に努めるものとする」としている。このことを踏まえ、大学は、地域課題に対して積極的に取り組み、その成果を広く市民に還元することが命題であることを認識し、学生と市民に愛される個性的で魅力的な大学を目指していただきたい。

結びに、人口減少・少子化や AI に代表されるデジタル技術の進化、複雑化する国際情勢等の社会の変化を敏感に察知し、理事長、学長のリーダーシップの下、教職員が一丸となって次世代を担う人材育成に取り組むことで、都留文科大学がさらに発展することを期待する。

(2) 大項目ごとの状況

① 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

評価	評価基準
a	中期計画の進捗は順調

(ア) 評価理由

当該大項目に係る「最小単位別評価の評点平均値」は「3.6」であり「a 評価」の判断の目安である「3.5 以上 4.2 以下」の範囲内である。「最小単位別評価の評点の内訳」の「3 点以上の評点が占める割合」は「89.8%」であるが「a 評価」とし、「中期計画の進捗は順調」とした。

評点平均値	小項目評価		
	評点	評点別項目数	項目構成比
3.6	5 点	10	20.4%
	4 点	20	40.8%
	3 点	14	28.6%
	2 点	3	6.1%
	1 点	2	4.1%
	合計	49	100.0%

(イ) 中項目ごとの評価内容

1 教育に関する目標を達成するための措置

(改善点、特記事項等)

- ・入学志願者数については、都留文科大学に限らず、他大学においても苦慮しているところであり、公立大学といえども今後の課題となる。【8】
- ・学生の履修指導については、GPA だけに着目せず、履修科目数やその他の項目を複合的に考慮したうえ、指導を行われたい。【13】

2 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

(評価できる点)

- ・教員自己評価 100%達成は評価できる。【27】

(改善点、特記事項等)

- ・現行の教育自己評価から教員行政評価制度に繋げることは非常にハードルが高いため、適切な制度設定を行われたい。【32】
- ・自己評価結果の平均値については、5段階評価になっているものの、「SS,S,A,B,C」と高い評価に偏っている。S以上に偏ると適正な評価が難しく、評価自体の意味合いが薄れることを懸念している。【32】

3 学生への支援に関する目標を達成するための措置

(改善点、特記事項等)

- ・「数値目標」で三者協議会を2回行うことを目標指標としており、実績が1回であつたため評価を「1」としているものの、行った内容自体を評価してもよい【37】
- ・「学生チャレンジプロジェクト」について取組自体は素晴らしいものの、応募件数が伸びていない理由にはお互いのニーズが合っていないことが考えられる。そのため、学生を会に取り入れたうえで調査や検討会を行い、その会の「目玉」になるものや広報活動を行ったうえで、「真に必要なもの」であるかの検討は必要である【51】。

② 研究に関する目標を達成するためにとるべき措置

評価	評価基準
S	中期計画の進捗は優れて順調

(ア) 評価理由

当該大項目に係る「最小単位別評価の評点平均値」は「4.7」であり、「s 評価」の判断の目安である「4.3 以上」を大きく上回っている。また、「最小単位別評価の評点の内

訳」項目のうち「3点以上の評点が占める割合」は「100%」であるため、「s 評価」とし、「中期計画の進捗は優れて順調」とした。

評点平均値	小項目評価		
	評点	評点別項目数	項目構成比
4.7	5 点	6	66.7%
	4 点	3	33.3%
	3 点	0	0.0%
	2 点	0	0.0%
	1 点	0	0.0%
	合計	9	100.0%

(イ) 中項目ごとの評価内容

1 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

・特になし

2 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

(評価できる点)

・科学研究費の申請支援を強化することは、大学の評価向上に繋がっていると思慮する。

③ 地域貢献及び国際化に関する目標を達成するためにとるべき措置

評価	評価基準
a	中期計画の進捗は順調

(ア) 評価理由

当該大項目に係る「最小単位別評価の評点平均値」は「3.8」であり、「a 評価」の判断の目安である「3.5 以上 4.2 以下」の範囲内である。

「最小単位別評価の評点の内訳」項目のうち「3点以上の評点が占める割合」は「90.9%」で「a 評価」とし、「中期計画の進捗は順調」とした。

評点平均値	小項目評価		
	評点	評点別項目数	項目構成比
3.8	5 点	5	22.7%
	4 点	11	50.0%
	3 点	4	18.2%

	2 点	1	4.5%
	1 点	1	4.5%
	合計	22	100.0%

(イ) 中項目ごとの評価内容

1 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置

(改善点、特記事項等)

- ・環境変化が激しく、数年前に設定した目標数値は、現行に適さない場合もあるため
事項によっては変更の必要がある。【67】

2 国際化に関する目標を達成するための措置

- ・特になし

④ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

評価	評価基準
b	中期計画の進捗は概ね順調

(ア) 評価理由

当該大項目に係る「最小単位別評価の評点平均値」は「3.0」であり「b 評価」の判断の目安である「2.7 以上 3.4 以下」の範囲内である。「最小単位別評価の評点の内訳」項目のうち「3 点以上の評点が占める割合」は「78.6%」であるが「b 評価」とし、「中期計画の進捗は概ね順調」とした。

評点平均値	小項目評価		
	評点	評点別項目数	項目構成比
3.0	5 点	0	0.0%
	4 点	2	14.3%
	3 点	9	64.3%
	2 点	3	21.4%
	1 点	0	0.0%
	合計	14	100.0%

(イ) 中項目ごとの評価内容

1 業務運営の改善に関する目標を達成するための措置

(改善点、特記事項等)

- ・教職員の評価システムに関する議題は、第3期中期計画が始まってから現在に至るまで進捗が芳しくない。AIの活用等を行いながら、第3期の期間内で一定の結論を出してほしい。【86】

2 多様な教職員の活躍の促進に関する目標を達成するための措置

(改善点、特記事項等)

- ・教員の評価制度を検討するにあたり、他大学の先行事例や外部専門家の意見等を取り入れたうえで、第3期中期計画中に一定の結論を出してほしい。【93】

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- ・特になし

⑤ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

評価	評価基準
a	中期計画の進捗は順調

(ア) 評価理由

当該大項目に係る「最小単位別評価の評点平均値」は「3.8」であり、「a 評価」の判断の目安である「3.5 以上 4.2 以下」の範囲内である。「最小単位別評価の評点の内訳」項目のうち「3 点以上の評点が占める割合」は「85.7%」であるが、「中期計画の進捗は順調」とした。

評点平均値	小項目評価		
	評点	評点別項目数	項目構成比
3.8	5 点	2	28.6%
	4 点	2	28.6%
	3 点	2	28.6%
	2 点	1	14.3%
	1 点	0	0.0%
	合計	7	100.0%

(イ) 中項目ごとの評価内容

1 自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

・特になし

2 予算の適正かつ効率的な執行に関する目標を達成するための措置

(改善点、特記事項等)

・割合自体は抑制されているものの、一般管理費自体は増加しているため、さらなる人件費の抑制に努められたい。【103】

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

・特になし

⑥ 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

評価	評価基準
a	中期計画の進捗は順調

(ア) 評価理由

当該大項目に係る「最小単位別評価の評点平均値」は「3.8」であり、「a 評価」の判断の目安である「3.5 以上 4.2 以下」の範囲内である。「最小単位別評価の評点の内訳」の「3 点以上の評点が占める割合」は「100.0%」であり、「中期計画の進捗は順調」とした。

評点平均値	小項目評価		
	評点	評点別項目数	項目構成比
3.8	5 点	0	0.0%
	4 点	3	75.0%
	3 点	1	25.0%
	2 点	0	0.0%
	1 点	0	0.0%
	合計	4	100.0%

(イ) 中項目ごとの評価内容

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

・特になし

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

・特になし

⑦ その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

評価	評価基準
b	中期計画の進捗は概ね順調

(ア) 評価理由

当該大項目に係る「最小単位別評価の評点平均値」は「3.2」であり、「b 評価」の判断の目安である「2.7 以上 3.4 以下」の範囲内である。「最小単位別評価の評点の内訳」の「3 点以上の評点が占める割合」は「82.4%」であるが、「中期計画の進捗は概ね順調」とした。

評点平均値	小項目評価		
	評点	評点別項目数	項目構成比
3.2	5 点	1	5.9%
	4 点	4	23.5%
	3 点	9	52.9%
	2 点	3	17.6%
	1 点	0	0.0%
	合計	17	100.0%

(イ) 中項目ごとの評価内容

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

・特になし

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

(改善点、特記事項等)

- ・地震等の災害状況を勘案すると、災害対策は急務である。自治体や消防、地元市民等との連携による防災訓練や啓蒙活動の早期対応を行われたい。【116】
- ・情報セキュリティアンケートについては匿名性に拘らず、回答方法の検討をされたい。【117】

3 コンプライアンスの強化等に関する目標を達成するための措置

(改善点、特記事項等)

・特になし

4 環境への配慮に関する目標を達成するための措置

・特になし

3 法人による自己評価結果と異なる評価を行った事項

特になし

VIII 法人に対する勧告

特になし

IX 項目別評価結果総括表

(別表のとおり)

注1:「VII 評価の結果 1 総合的な評定」欄には、全体評価に係る評定及びその理由を記載する。

注2:「VII 評価の結果 2 評価概要」欄には、当該年度の法人の業務運営における特徴的な事項、長所、問題点等に関し、評価の目的を達成するため、説明を付することが適当と判断した事項、特記することが適当と判断した事項等について記載する。

注3:「VIII 法人に対する勧告」は、法人に対し必要な措置を求める必要があると判断した事項について記載する。

(5) 令和7事業年度における事業年度評価に係る項目別評価結果総括表

区分 (大項目) (中項目)	中期計画 項目数 ①	最小単位 別評価の 対象項目 数(年度計 画項目数) ②	最小単位別評価の評点の内訳(個数)						最小単位 別評価の 評点平均 値 ⑨	最小単位別評価の評点の内訳(構成割合(%))							3点以上 の評点が占め る割合 ⑯	最小単位別 評価の評点 平均値 ⑰	大項目 のウエ イト ⑱	備 考
			5点	4点	3点	2点	1点	計		5点	4点	3点	2点	1点	計					
			③	④	⑤	⑥	⑦	⑧		⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑰				
第1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	45	50	10	20	14	3	2	49	3.6	20.4	40.8	28.6	6.1	4.1	100.0	89.8	a	0.2	〔再掲〕(⑩)と同じ	
1 教育に関する目標を達成するための措置	20	21	5	8	6	2	0	21	3.8	23.8	38.1	28.6	9.5	0.0	100.0	90.5				
2 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置	8	10	1	2	6	0	0	9	3.4	11.1	22.2	66.7	0.0	0.0	100.0	100.0				
3 学生への支援に関する目標を達成するための措置	17	19	4	10	2	1	2	19	3.7	21.1	52.6	10.5	5.3	10.5	100.0	84.2				
第2 研究に関する目標を達成するためにとるべき措置	7	9	6	3	0	0	0	9	4.7	66.7	33.3	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	s	0.2		
1 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置	3	4	3	1	0	0	0	4	4.8	75.0	25.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0				
2 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置	4	5	3	2	0	0	0	5	4.6	60.0	40.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0				
第3 地域貢献及び国際化に関する目標を達成するためにとるべき措置	22	22	5	11	4	1	1	22	3.8	22.7	50.0	18.2	4.5	4.5	100.0	90.9	a	0.15		
1 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置	13	13	2	8	1	1	1	13	3.7	15.4	61.5	7.7	7.7	7.7	100.0	84.6				
2 国際化に関する目標を達成するための措置	9	9	3	3	3	0	0	9	4.0	33.3	33.3	33.3	0.0	0.0	100.0	100.0				
第4 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	13	14	0	2	9	3	0	14	3.0	0.0	14.3	64.3	21.4	0.0	100.0	78.6	b	0.15		
1 業務運営の改善に関する目標を達成するための措置	5	5	0	0	3	2	0	5	2.6	0.0	0.0	60.0	40.0	0.0	100.0	60.0				
2 多様な教職員の活躍の促進に関する目標を達成するための措置	5	5	0	0	4	1	0	5	2.8	0.0	0.0	80.0	20.0	0.0	100.0	80.0				
3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置	3	4	0	2	2	0	0	4	3.5	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	100.0	100.0				
第5 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	6	7	2	2	2	1	0	7	3.8	28.6	28.6	28.6	14.3	0.0	100.0	85.7	a	0.15		
1 自己収入の増加に関する目標を達成するための措置	3	3	1	1	1	0	0	3	4.0	33.3	33.3	33.3	0.0	0.0	100.0	100.0				
2 予算の適正かつ効率的な執行に関する目標を達成するための措置	2	3	1	0	1	1	0	3	3.3	33.3	0.0	33.3	33.3	0.0	100.0	66.7				
3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置	1	1	0	1	0	0	0	1	4.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0				
第6 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置	3	4	0	3	1	0	0	4	3.8	0.0	75.0	25.0	0.0	0.0	100.0	100.0	a	0.05		
1 評価の充実に関する目標を達成するための措置	2	2	0	1	1	0	0	2	3.5	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	100.0	100.0				
2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置	1	2	0	2	0	0	0	2	4.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0				
第7 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置	16	18	1	4	9	3	0	17	3.2	5.9	23.5	52.9	17.6	0.0	100.0	82.4	b	0.10	〔再掲〕(⑱)と同じ	
1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置	4	4	0	1	3	0	0	4	3.3	0.0	25.0	75.0	0.0	0.0	100.0	100.0				
2 安全管理に関する目標を達成するための措置	5	5	0	0	2	2	0	4	2.5	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0	100.0	50.0				
3 コンプライアンス強化等に関する目標を達成するための措置	4	5	0	2	3	0	0	5	3.4	0.0	40.0	60.0	0.0	0.0	100.0	100.0				
4 環境への配慮に関する目標を達成するための措置	3	4	1	1	1	1	0	4	3.5	25.0	25.0	25.0	25.0	0.0	100.0	75.0				
単純合計(ウェイト非考慮)	112	124	24	45	39	11	3	122	3.6	19.7	36.9	32.0	9.0	2.5	100.0	88.5				
全体評価(総合的な評定)									3.75	25.7	34.9	28.9	9.0	1.5	100.0	89.5	A	1.00		

注: 大項目及び単純合計の評点には、一の大項目内にある最小項目記載事項の再掲の評点は含まない。一の大項目に再掲があり、計が一致しない場合は、備考欄に注記する。

注: 小数点端数により積み上げ値と合計値が一致しないことがある。